

明 財 第 4 8 号

2020年(令和2年)12月22日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様  
同 藤 田 隆 大 様  
同 国 出 拓 志 様  
同 丸 谷 聡 子 様

明 石 市 長 泉 房 穂

総務局（財務室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

2020年（令和2年）11月25日付け明監第76号で提出の  
あった総務局（財務室）定期監査の結果について、別紙のとおり  
措置を講じましたので地方自治法第199条第12項の規定により  
通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和2年11月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

1 適正な委託事務の執行について

財務担当では、平成30年度から小・中学校、保育所などの施設の維持管理業務及び修繕業務を一括して業務委託している。この委託業務は、全ての業務を受託者が行うのではなく、受託者が全体のマネジメントを行い、大半は多数の事業者への再委託により業務を遂行する体制で行っている。

今回の監査においては、契約手続きに不備はないか、再委託にかかる手続きが適正に行われているか、履行確認が確実に行われているかなどに重点を置いて、監査を実施した。

その結果、

- (1) 契約書等の供覧や承認の決裁が行われていないなど、文書事務に不備があるもの
- (2) 見積書や仕様書が適正に作成されていないなど、契約事務に不備があるもの
- (3) 再委託の申請書を徴していない、見積合せを行っていないなど再委託にかかる事務手続きに不備があるもの
- (4) 報告書類に不備が多く履行確認が適正に行われていないもの

(5) 包括外部監査への措置報告の内容が行われていない  
など、多くの事務処理の不備が見受けられた。

財務担当は、財務事務について庁内の指導的立場であり、また、当該業務は、多くの予算を費やし、業務の大半が再委託によって行われている。今後は、事務処理の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

(講じた措置)

施設包括管理では維持コスト削減と安全・安心の向上のため158施設（令和元年度）を一括して業務委託しており、業務の迅速化のため報告書等をクラウド上の電子データで扱っていることもあり、ご指摘のような事務処理の不備がございました。

今回の指摘を受け、チェックリストを作成し、文書事務や契約事務を確実に行うとともに、管理職が検認するよう措置いたしました。

今後は、受託事業者への指導を含め、適正な管理に努めてまいります。  
(財務担当)